

集団的自衛権行使容認 いよいよ閣議決定か！

6月28日の毎日新聞に寄れば、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定案が示された。政府は憲法9条の「解釈改憲」ではないとして、「戦争放棄」などを定めた9条の規範性は継承していると説明するそうである。だが、時の政権によって武力行使できる状況をいかようにも解釈できる余地が残っており、9条の趣旨を逸脱する懸念は拭えない。自衛隊の活動も「限定」されず、際限なく膨らむ危険性ははらんでいる、と記事は述べています。あくまでも政府は憲法解釈変更について「解釈の再整理、一部変更」で通す腹つもりらしいが、内容は政府に許される解釈の範囲を逸脱した解釈改憲に他ならないのです。案では、どういう場合に集団的自衛権を行使できるのかについて、時の内閣が新3要件に該当するか否かなどを客観的、合理的、総合的に判断するとされています。

これが、新たな「武力行使の3要件」！

- ①我が国に対する武力攻撃が発生したこと、または我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること
- ②これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと
- ③必要最小限度の武力行使に止まるべきこと

これぞあいまいな基準のオンパレード！

同日付けの記事の中で早稲田大学の水島教授が次のように述べています。

安倍首相がやっていることは、憲法に基づく政治の形を破壊するものだ。憲法解釈の変更というが、憲法の「解釈」ではなく、憲法の根幹を切り落とす「介錯」だ。与党協議で「歯止め」や「限定」という言葉が頻繁に使われているが、空虚に響く。「歯止め」にも「限定」にもなっていないからだ。「歯止め」というなら、政権の権力行使に縛りをかけるものでなくてはならない。言葉遊びによって、憲法9条という最大の歯止めが外されようとしている。・・・閣議決定で憲法を変えるのは、法の世界における「下克上」の極致である。

確かに、「密接な関係」「明白な危険」という基準、あまりにもあいまいすぎないでしょうか？時の政権の判断次第で、いかようにも拡大解釈ができるし、歯止めもなくなるのは、今からでも充分に予測されます。安倍政権の横暴に反対の声をあげようではありませんか。